

# 届出書の様式が変わります

平成30年3月5日から以下とおり、届出様式が変更されます。  
旧様式で届出されますと事務処理に支障が生じますので、旧様式は破棄し、新様式で届出いただきますようお願いいたします。

## Q1 どんな届出書が変わるのでしょうか？

- A1 主な届出書としては
- 資格取得届
  - 資格喪失届
  - 被扶養者異動届
  - 賞与支払届(総括表・支払届)
  - 算定基礎届
  - 報酬月額変更届
  - 年金手帳再交付申請書

70歳該当届等も  
変更されます。

## Q2 用紙はどこでもらえますか？

- A2 平成30年3月5日以降、当機構のホームページにてダウンロード可能です。  
(<http://www.nenkin.go.jp/>)

# 知っておきたい 適用関係届等のQ&A

## Q1 試用期間中は健康保険・厚生年金保険の被保険者になりますか？

- A1 入社後、従業員としての適格性をみるため、就業規則で一定期間の試用期間を定めている事業所がありますが、この期間は健康保険法、厚生年金保険法で規定している「臨時の雇用期間」に該当しないため、たとえこの期間が1か月でも被保険者の加入手続きを行わなければなりません。
- 例えば、4月1日から試用期間として入社した方が、7月1日から正社員になった場合、被保険者の資格取得年月日は4月1日になります。

## Q2 会社の役員も健康保険・厚生年金保険の被保険者となることができますか？

- A2 会社等法人の理事、監事、取締役、代表社員等は、経常的な労務の提供があり、かつ、労務の対償として経常的に報酬を受けている場合は、その法人に使用されているものと解され、被保険者となります。
- なお、非常勤の役員については、名目上の地位で、他の法人の役員を兼務し、非常勤として定まった報酬もないような場合や報酬の額が労務の内容に相応していないような場合には、常用的使用関係があるとは認められず、被保険者とはなりません。

## Q3 被扶養者の人数によって保険料の額は異なりますか？

- A3 保険料は被扶養者のある、なしに関わらず、被保険者の標準報酬月額によって決められています。被扶養者の数が増減しても、保険料は変わりません。